

# 令和2年7月定例農業委員会 会議録

令和2年7月10日（金）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を  
行っている旨の証明願について
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受  
理について

### 4. その他

### 5. 閉 会

(午前10時40分開会)

・事務局

それでは、お待たせいたしました。

只今より、令和2年7月農業委員会総会を開催させていただきます。

開会にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

局長、お願いします。

・局長

皆さん、農業委員会総会においては熱心なご議論、どうもありがとうございました。引き続き、7月農業委員会総会においてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長のご挨拶の中に、コロナウイルスの件についてご説明、今の状況もいただいたんですが、本市としての状況を若干説明させていただきます、挨拶に代えさせていただきます。

まず、5月に臨時議会というのを開催しまして、今、皆さん方に送付させていただいています1世帯当たり3,000円のクーポン等を取り組むということが1つでした。

それから、6月の定例市議会においては、橋本市産の農産物を全国に送付するための送料の負担を行政がしようということで提案させていただき、今、制度設計をするためのいろんな協議とか調整をさせていただいているところです。

また、農家の皆さんそれぞれがインターネット販売等をしっかりと取り組んでもらおうやないかというような補助もさせていただきました。今、若い農業者の方を中心に、個々相談に来ていただいているところですが、皆さん方も積極的にご相談いただいで、そういった取組に参画していただきたいなというふうに思ひます。

それから、併せて、先ほどの総会の中でも販路拡大事業ということでご承認いただきましたが、それについても予算を確保して、具体的な取組として秋に向けて大きく展開したいと、そんなふうに考えているところですので、農業委員の皆さん方にもご協力をいただくことは多々あると思ひますが、よろしくお願ひします。

それから、コロナウイルス対策の第3弾として、今、本市の方では具体的な提案事項を整理している最中です。7月末に7月臨時議会を市議会の方で開催しまして、第3次の対策として、また市民の皆さん方、農業委員の皆さん方にお知らせさせていただけるような事項が多々あると思ひますので、引き続きよろしくお願

いします。

以上、状況を説明させていただいて、ご挨拶に代えさせていただきます。引き続きよろしくお願ひします。

・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則により、会長が議長になるとなっております。

以後、会長におかれましては、引き続き議事の進行をお願いいたします。

・土井会長

それでは、只今より定例の農業委員会を、議事を進行してまいります。

・議長

事務局から出席委員について報告願ひします。

・事務局

農業委員会等に関する法律の規定により、出席委員についてご報告申し上げます。

農業委員 11名中 11名全員の出席でございます。以上です。

・議長

事務局報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、私の方から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号4番大西敏夫委員、議席番号5番廣田征男委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案6件、報告1件です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。議案書の3-1ページと位置図の3-1をご覧ください。

申請地は橋本市隅田町山内・・・です。登記簿地目は田、現況は畑です。今回の申請は贈与による所有権の移転です。高齢のため農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。なお、この申請については、先月の定例会にて使用貸借による権利の設定で承認されましたが、申請内容に誤りがあり、6月18日付で許可取消願が提出されています。譲受人、中岡氏の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、動力噴霧器、草刈り機を所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。3-2の位置図をご覧ください。申請地は橋本市隅田町山内・・・。登記簿地目及び現況は畑です。今回の申請は売買による所有権の移転です。大阪市に在住しており農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、中芝氏の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を1台ずつ所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。の位置図をご覧ください。申請地は橋本市高野口町下中・・・です。登記簿地目及び現況は畑です。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と隣接地に農地があり近くで農地拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・㎡で、旧信太村の下限面積50aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は噴霧器2台、軽トラック1台、草刈り機1台を所有しており、農業従事者は2名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び

現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から順次追加説明をお願いします。

・ 田中（一）委員

7番の田中ですが、今、事務局の方から説明あったとおりです。私の方からは何もございません。

ただ、・・・さんと・・・さんというのは、これは兄弟なんです。

そして、もう1点、・・・と・・・、これも母屋新宅なので、隣近所で、これも別に問題ないと思います。以上です。

・ 吉田委員

1番吉田です。基本的に問題ないと考えます。・・・は住民登録竹尾になっているんですが、今回購入する物件が南西側に居宅、要するに住宅2か所にありまして、購入物件が北東部にずっと横たわっておりまして、居宅より・・・mほど高い所にあります。水田耕作時期になると、水が吹き出す。ここ最近の大雨でも当然のこと水が吹き出している。そこへ、その水が居宅の方へ落ちてくるということで、今回購入するということで、購入物件にはちゃんと水路を引いて、水が居宅の方へ落ちてこないように、その後は菜園として利用するということです。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件について、申請地は橋本市高野口町大野・・・、位置は・・・より西、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請者は申請地南側で・・・を営んでおり、事業が拡大したことで駐車場のスペースが必要となり、本申請に至りました。計画によりますと、48台分の駐車場を整備します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地東側の既設側溝へ放流します。このことについて、小田井土地改良区及び地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の預金残高確認書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明申し上げます。

・池田会長職務代理

10番池田です。この土地は3条で元々買われた土地で、3年

以上経過していますし、お父さんが耕作されていたんですけれども、ちょっと体調を崩されてということで仕方がないのかなと把握しています。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
ありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を  
採決いたします。  
本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して、  
原案のとおり県知事に進達することに決定いたします。  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を  
上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
ご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1  
ページをご覧ください。

整理番号1番の案件について、申請地は橋本市野……、……、  
位置は……より北西、……kmに位置する第2種農地で、登記簿  
地目及び現況は田です。転用事業者はクリーンエネルギーについ  
て興味を持っており、資産形成の1つとして太陽光発電施設設置  
を検討していたところ、高齢で農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、  
太陽光パネル216枚、合計出力93.96kW、パワーコンディシ  
ョナー9台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置します。  
排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然

浸透及び申請地南側の既設水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は、橋本市野・・・、位置は・・・より北西、・・・に位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。申請事業者はクリーンエネルギーを促進しており、事業拡大のため適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になった譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル188枚、合計出力81.78kW、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地西側水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は9筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市野・・・、位置は・・・より・・・、・・・に位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は資産形成のため太陽光発電について興味を持っており適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になった譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル116枚、合計出力50.46kW、パワーコンディショナー8台、発電出力44kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水、雑排水については発生せず、雨水については自然浸透及び申請地東側水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は7筆ありますが、6筆は同意を得ており、1筆については所有者と連絡が取れず、何度か自宅を訪ねても会えず同意取得ができなかったという経緯書が添付されています。申請書を提出した後も再度、所有者自宅

に訪問しましたが、不在であったとの経緯書が追加で提出されています。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-4ページをご覧ください。申請地は橋本市野・・・、位置は・・・より・・・、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は資産形成のため太陽光発電について興味を持っており適地を探していたところ、大阪に在住しており農地の維持管理が困難になった譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル56枚、合計出力24.36kW、パワーコンディショナー4台、発電出力22kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地北側の側溝に放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。

事業に要する経費については・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号5番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-5ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町大野・・・、・・・、位置は・・・より・・・、・・・に位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は結婚を機に橋本市で住居地を探していたところ、和歌山市在住で農地の維持管理が困難である譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、農地2筆及び宅地を一括購入し、2階建ての住居を建設します。申請部分の農地の2筆については庭園及び5台分の駐車場を整備します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地東側の側溝へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地が2筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書が添付されています。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目

的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・事務局

5-3の案件ですが、隣接者7名のうち1名についてまだ同意を得られておりませんが、申請者には今日まで待つておくので、追加資料いつでも受け付けますので努力してくださいよということで申し付けておりましたが、業者から間に合いませんでしたという連絡がありました。しかしながら、引き続き同意取得に向けて努力を続けるように指導を行っており、業者の方も引き続き努力をしておりますということで回答を得ております。以上です。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次追加説明申し上げます。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。1番、2番、3番、4番の件、事務局のとおり問題ありません。

・議長

5番。

・池田会長職務代理

池田です。この土地は長い間、耕作放棄地になっていまして、新しい住人が決まって新しい家族が増えるということで、これでいいんじゃないかと思っています。

・議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議長

質疑がないようですので、議論を打ち切ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書は基-1ページ、位置図につきましても基-1ページをご覧ください。今月の申請は、新規で2件、再設定1件の合計3件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市隅田町河瀬・・・、・・・、・・・の計4筆です。現況地目は畑で、面積は合計・・・となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用いたします。利用権の期間は5年間となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約26aとなっております、新規での設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は、新規及び再設定、合計6筆、合計・・・となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明があればお願いします。

ありませんか。

.....

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）につきましてご説明いたします。

申請は合計3件ですが、代表して整理番号3番の案件を読み上げます。議案書の中－1及び位置図の中－3ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は…。利用権を設定する土地は橋本市上田・・・、・・・、・・・です。現況地目は畑で、面積は合計・・・となっております。利用権の種類は賃貸借となっており、年間・・・円と設定されております。普通畑として利用いたします。利用権の期間は4年間となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は合計5筆、合計・・・㎡となっております。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなっております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明があ

ればお願いします。

.....

- ・ 議 長  
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

- ・ 議 長  
この・・・円というのは何でこれ・・・円。事務局が言うたっ  
たん。

- ・ 事務局  
年間・・・円なんですけれども、中間管理機構の方から確認し  
たところ、年間のそこの水利費がちょうど・・・円するというこ  
とで、その分の支払いで・・・円の設定というふうに聞いており  
ます。

- ・ 議 長  
分かりました。  
ほかに質疑、質問する人ありませんか。

.....

- ・ 議 長  
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利  
用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長  
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認するこ  
とに決定いたします。  
次に、議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経

営を行っている旨の証明願について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について説明いたします。議案書の納-1ページと位置図の納-1をご覧ください。

整理番号1番の案件について、申請者は橋本市橋谷・・・、・・・。  
申請地は橋本市橋谷・・・、・・・、合計2筆の・・・です。本申請は、相続税の納税猶予の適用を受けている農地について引き続き納税猶予の適用を受けるため、3年ごとに税務署へ提出するものになります。

以上について、書類審査及び現地調査の結果、証明するに相当と判断いたしました。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。

・委員

現地確認させてもらいましたが、きれいに耕作されておりました。問題ないです。

.....

・議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

・事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。議案書の18-1ページ及び位置図の18-1をご覧ください。

整理番号1番の案件について、申請地は橋本市上田・・・、・・・、・・・です。賃貸人は・・・、借入人は・・・。基盤強化法による契約で、借主変更のため、令和2年5月29日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号2番の案件について、位置図の18-2をご覧ください。申請地は橋本市野・・・。賃貸人は・・・、借入人は・・・。対象地を5条申請で売買するため、令和2年5月25日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

以上、報告いたします。

・議 長

委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

・・・・・・・・

・議 長

以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年7月農業委員会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年7月10日

会 長 土井 清美 ⑩

4 番 大西 敏夫 ⑩

5 番 廣田 征男 ⑩